

令和2年度決算に基づく 健全化判断比率等の状況 (令和3年度公表) 福島県伊達郡桑折町		健全化判断比率	実質赤字比率 — %	実質公債費比率				
			連結実質赤字比率 — %	区 分				
			実質公債費比率 9.6 %		H30決算額	R元決算額	R2決算額	
			将来負担比率 36.6 %	分	公債費充当一般財源等額(繰上償還額・満期一括償還地方債の元金分は除く)	ア 395,785	408,670	429,445
				子	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金(年度割)相当額等	イ 0	0	0
					公営企業債の償還の財源に充てたと認められる繰出金	ウ 141,245	141,717	146,208
					一部事務組合等の起こした地方債の償還の財源に充てたと認められる補助金又は負担金	エ 85,328	94,875	76,264
					債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	オ 34,673	0	0
					一時借入金の利子	カ 0	0	0
					災害復旧費等に係るもの	キ 245,051	244,649	251,880
					事業費補正により算入された公債費	ク 76,568	79,135	80,975
					密度補正により算入された元利償還金及び準元利償還金 (地方債の元利償還額を基礎としたものに限る)	ケ 25,725	24,853	23,505
					(ア～カの計)－(キ～ケの計)…実質的な公債費	ク 309,687	296,625	295,557
				分母	標準財政規模	コ 3,403,467	3,408,575	3,621,702
					キ～ケの計	サ 347,344	348,637	356,360
					コーサ	ド 3,056,123	3,059,938	3,265,342
					単年度実質公債費比率 C/D×100	10.13333%	9.69382%	9.05133%
					実質公債費比率(3カ年平均)	9.6%		
					将来負担比率			
					区 分			
				分	一般会計等の地方債年度末現在高	ア	5,035,948	
				子	債務負担行為に基づく支出予定額	イ	168,183	
					公営企業債の元金償還に対する一般会計等負担見込額	ウ	1,267,727	
					一部事務組合等の起こした地方債の元金償還に対する一般会計等負担見込額	エ	667,340	
					退職手当支給予定額のうち一般会計等負担見込額	オ	521,802	
					設立法人の負債等に対する一般会計負担見込額	カ	0	
					連結実質赤字額	キ	0	
					組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等負担見込額	ク	0	
				財源等	充当可能基金年度末現在高	イ	2,129,807	
					特定の歳入見込額	ウ	10,320	
					地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	エ	4,323,768	
					将来負担額(ア～ハの計)－充当可能財源等(イ～クの計)…実質的な将来負担額	イ	1,197,105	
					標準財政規模	イ	3,621,702	
				分	災害復旧費等に係るもの	イ	251,880	
				母	事業費補正により算入された公債費	ウ	80,975	
					密度補正により算入された元利償還金及び準元利償還金(地方債の元利償還額を基礎としたものに限る)	エ	23,505	
					標準財政規模(イ)－基準財政需要額算入公債費等(ウ～エの計)	イ	3,265,342	
					将来負担比率 E/F×100	36.6%		
					令和2年度実質公債費比率及び将来負担比率の主な項目の内訳	堰向工業団地売却損失補償 165,498	公立藤田病院組合 418,240	
					ウ 水道事業 775	下水道事業 145,433	イ 伊達崎排水場発電機補修 651	イ 伊達地方衛生処理組合 54,589
					イ 公立藤田病院組合 36,494		伊達崎排水場モーター等補修 2,034	伊達地方消防組合 194,511
					イ 伊達地方衛生処理組合 10,295		水道事業 9,329	災害援護貸付金償還金 9,643
					イ 伊達地方消防組合 29,475		下水道事業 1,258,398	公営住宅使用料 677

※ 1. 決算額の単位は、全て千円。
 ※ 2. 早期健全化基準及び財政再生基準(各比率連記)
 ・実質赤字比率 15.00% — 20.00%
 ・連結実質赤字比率 20.00% — 30.00%
 ・実質公債費比率 25.0% — 35.0%
 ・将来負担比率 350.0% — なし
 ※ 3. 公営企業の資金不足比率に係る経営健全化基準 20.0%

※2, 3 は総務省HPより抜粋
<https://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/kenzenka/index3.html>